糸島市住まいの相談センター規約

**第１章　　総　　　則**

（目　的）

1. 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき会員のために必要な共同事業を行い、

もって会員の自主的な経済活動を促進し、併せて市民のゆとりある生活環境づくり

に貢献することを目的とする。

（名　称）

1. 糸島市住まいの相談センター（以下、「センター」）と称する。

（事業区域）

1. 本センターの事業区域は、糸島市及びその周辺の区域とする。

（事務所の所在地）

1. 本センターは、事務所を糸島市商工会館に置く。

**第２章　　事　　　業**

（事　業）

1. 本センターは、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。
2. 地域住民のための建設工事及び付帯工事、センター会員の業務に属する事項の受

付及び紹介。

1. 地域住民の利便をはかるための情報の提供。
2. センター会員の事業に関する経営及び技術の改善向上、及び知識の普及を図るた

めの教育・情報の提供。

1. センター会員の業務拡大のためのＰＲ活動。
2. 前各号に付帯する事業。

**第３章　　会　　　員**

（会員の資格）

1. センター会員たる資格を有する者は、次の各号要件を備える者とする。
2. 糸島市商工会の会員であること。
3. 原則として、糸島市内に事業所を有し、受注は自社で管理する業者であること。

（入　会）

1. センター会員たる資格を有する者は、本センターに入会申込書（様式１）を提出

し、センター会員の１名以上の紹介があれば役員会の承認を得て、センターに入会　することができる。

　　２　前項の承認を得た者は、入会金及び会費を払込みしなければならない。

（脱　退）

1. センター会員は、あらかじめ本センターに通知したうえ退会することができる。

　２　前項の通知は、６０日前までにその旨を記載した書面又は脱退届（様式２）でしな

ければならない。

　３　紹介工事が完了し、引渡し終了後６０日を経過するまでは退会することができな

　　い。

　　４　センター会員が糸島市商工会を脱退した場合は、第６条１項の規定に基づきセンタ

ー会員の資格を失う。

（除　名）

1. 本センターは、次の各号の一に該当するセンター会員を役員の議決により除名す

　　　ることができる。この場合において、センターはその総会の会日の７日前までにそ

のセンター会員に対しその旨を通知し、かつ、役員会において弁明する機会を与え

るものとする。

　会費の払込みを３ケ月以上、紹介手数料の支払い、その他本センターに対する義

　　務を怠ったセンター会員。

1. 本センターの事業を妨げ、又は妨げようとしたセンター会員。
2. 本センターの事業の利用について不正の行為をしたセンター会員。
3. 犯罪その他信用を失う行為をしたセンター会員。
4. 施主に対して著しい不利益をあたえたセンター会員。

（入会金及び会費）

　第１０条　センター会員は総会において別に定める入会金及び会費を納めなければなら

　　　　　ない。

（手数料）

　第１１条　センター会員は、本センターの紹介により工事を受注、施工した時は別に定め

　　　　　る手数料を納入しなければならない。

　　　２　前項の手数料は総会で定める。

**第４章　　役　　　員**

（役　員）

　第１２条　センターに次の役員を置く。

　　（１）センター長　　　　１名

　　（２）副センター長　　　１名

　　（３）センター理事　　　４名以内

　　（４）センター会計　　　１名

　　（５）センター監事　　　２名

（顧問・相談役）

　第１３条　本センターに顧問・相談役を置くことができる。

（役員等の選出）

　第１４条　センター理事、センター監事は総会においてセンター会員の中より選出する。

　　　２　センター長、副センター長、センター会計は役員会において互選し総会の承認

　　　　を得る。

　　　３　センター長は、糸島市商工会の正副会長又は理事であること。

　　　４　顧問及び相談役は役員会の議決を得てセンター長が委嘱する。

（職　務）

　第１５条　センター長は本センターを代表し会務を統括する。

　　　２　副センター長は会務を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代行す

　　　　る。

　　　３　センター理事は会務を処理し、センター長及び副センター長を補佐する。

　　　４　センター会計はセンターの会計事務を処理する。

　　　５　センター監事は会計及びセンターの運営状況を監査する。

（任　期）

　第１６条　役員の任期は３年とする。但し、再任を妨げない。

　　　２　補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

　　　３　役員は辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは前任者がそ

　　　　　の職務を行わなければならない。

（解　任）

　第１７条　役員としてふさわしくない行為のあったときは役員会の議決により解任する

　　　　　ことができる。

**第５章　　会　　　議**

（会　議）

　第１８条　会議は総会及び役員会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

（構　成）

　第１９条　総会はセンター会員をもって構成する。

　　　２　役員会はセンター長、副センター長、センター理事、センター会計をもって構成

する。

（議決事項）

　第２０条　総会はこの規約の定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画、収支予算の決定。
2. 事業報告、収支決算の承認。
3. その他、本センターの運営に関する重要なこと。

　　　２　役員会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会の議決した事項の執行に関すること。
2. 総会に付議すべき事項。
3. その他本センターの運営に関する重要なこと。

（招　集）

　第２１条　通常総会は毎年１回事業年度終了後３ケ月以内にセンター長が招集する。

　　　２　臨時総会は役員会が必要と認めたとき、又は会員の３分の１以上の請求があった

　　　　ときにセンター長が招集する。尚、会員の請求による場合は、その日から１ケ月

　　　　以内の期日を定めるものとする。

　　　３　役員会の必要があるときはセンター長が招集する。

　　　４　総会を招集するにはセンター会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並び

に日時・場所を示して７日前までに通知しなければならない。

（議　長）

　第２２条　総会の議長はセンター会員の中から選任する。

　　　２　役員会の議長はセンター長がこれにあたる。

（定足数）

　第２３条　会議はこれを構成するセンター会員又は役員の過半数以上の出席がなければ

開会することができない。

（議　決）

　第２４条　会議の議事は出席センター会員又は役員の過半数の同意をもって決し、可否

同数のときは議長の決するところによる。

（書面決議）

　第２５条　やむを得ない理由のために会議に出席できないセンター会員又は役員は、あら

かじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人と

して表決をすることはできない。この場合第２３条、第２４条の規約の適用につ

いては出席したものとみなす。

（議事録）

　第２６条　会議については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 開会の日時、場所
2. センター会員又は役員の現在数
3. 会議に出席したセンター会員又は役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
4. 議決事項

（事業年度）

　第２７条　本センターの事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるも

のとする。

（その他）

　第２８条　この規約で定めるもののほか、必要な事項は規程で定める。

附　　則

　（実施の時期）

　　　この規約は、平成３０年１月２４日から施行する。尚、設立時の役員任期は、規約の規定に拘らず平成３０年３月３１日までとする。